

平成28年
10月号

水しゅたー

平成27年4月に発覚した違法取水に関して、詳しい経緯と今後の企業団の取り組み等について、利用者の皆様にお知らせします。

違法取水の概要

企業団のような水道事業者が河川の水を水道用水として取水する場合、河川法という法律に基づいて、河川管理者(二級河川である那珂川は福岡県)の許可を受けなければなりません。しかし、昭和52年設立当初から企業団は、許可された「取水方法」、「取水量」などの条件に違反し、川沿いの井戸から那珂川に取水管を埋設し、また、許可された量を超えて取水し、これらの事実を隠ぺいしたうえで河川管理者に虚偽の報告を行っていました。

このため、河川管理者である福岡県から平成27年9月に「許可取水方法と許可水量を厳守すること」という内容の是正指示がなされ、これに対する是正計画書を平成27年12月25日に提出しました。

しかし、企業団が現在有する水源の水量では、春日市及び那珂川町の皆様へ水道水の十分な供給ができず、那珂川の取水量に頼らざるを得ません。そこで、筑紫野市と古賀市の協力による福岡地区水道企業団からの受水量の増加、平成28年4月から隣接する福岡市、福岡市議会及び福岡市民の皆様方のご理解とご協力により、原水(浄化前の水)を融通していただくことで、ようやく違法状態を解消することができました。

違法取水の原因

違法取水の原因究明と再発防止のために、企業団は平成28年1月に有識者による第三者調査委員会を設置し、6回に及ぶ調査の結果、3月に報告書が取りまとめられました。

その中の主なものは以下のとおりです。

- 急激な人口増加に水源開発が追いつかなかった。
- 断水回避を優先し、法令遵守意識が欠如していた。
- 不適切な取水を長期間継続したことで、改善策を見出すことができない状況に陥ってしまった。

第三者調査委員会からの提言

第三者調査委員会からは、再発防止のため、全部で7分野18項目に及ぶ提言を受けました。その中の主なものは以下のとおりです。

- 水源開発のための企画・立案をする部門を設置し、十分な人員配置をすること。
- 法令遵守のための研修の実施、職場環境の整備、内部の情報共有等を図ること。
- 財務情報、議会会議録、取水情報、需給計画などの各種計画をインターネット等で公開すること。
特に、活動基準原価計算等により企業努力を明示していくことが必要である。
- 水源開発を行う際には、地域の利権と切り離すこととし、団体等へ支出する際は、社会通念上又は倫理上、明確な理由のあるものに限ること。
- 適切な管理体制確立のため、企業長は、市長や町長でなく、外部に適切な人材を求めること。

提言を受けての取組

現在、第三者調査委員会からのすべての提言について取り組みを進めており、実施可能なものから順次実施していくこととしています。

実施状況は、10月を目途に「検証委員会」に報告する予定です。この検証委員会は、第三者調査委員会と同様に有識者で構成され、少なくとも1年に1回開催することとなっています。

企業長、副企業長等に関しては、1年間報酬なしとしています。また、企業団幹部職員に対し、減給又は訓告の処分を行いました。

企業団の財政状況

企業団では、基幹浄水場である東隈浄水場の老朽化と耐震補強のため、改良事業を平成25年度から行っており、平成29年度に完成の予定です。

また、違法取水を受けて、国庫補助金が交付されない状況となっており、これに加え、恒久的な水源開発には多額の資金が必要であると予想されます。

現在は、内部留保資金で対応しており、費用節減のため水道管路の更新工事の計画見直しをはじめ、効率的な業務委託などを検討中です。今後も企業団の財政は厳しい状況が続きますが、水道料金の改定とならないようあらゆる方策を実施していきます。

恒久的な水源開発

現在、不足している水量については、福岡市からの暫定的な原水融通が平成32年3月までであること、福岡地区水道企業団（筑紫野市、古賀市）からの受水の融通が一時的なものであることから、早急に恒久水源の開発をしなければなりません。そこで、今年度、水源対策課を新設し、新規恒久水源の開発に全力で取り組んでいます。具体的には、新幹線トンネル湧水の取水、ため池余剰水の利用、深井戸開発などを検討しています。

どの水源も手続き、関係者との協議、交渉等に時間を要することが予想されますが、原水融通の期限である平成32年3月までに水源を確保できるよう鋭意努力を続けてまいります。

今後の企業団のあり方

今後は、恒久的な水源開発を第一に、全力で取り組んでまいります。

企業体質改善につきましては、「法令の遵守」はもちろん、企業団に求められている「社会的責任」をしっかり果たしてまいります。特に、情報公開につきましては、広報紙やホームページ等で、これまで以上に積極的に行ってまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上、企業団設立当初から継続してきた違法取水の経緯と、今後の企業団の取り組みについてのご説明をいたしました。

違法取水問題については、住民の皆さまと関係各位の信頼を損ね、誠に申し訳なく、心からお詫び申し上げます。

春日那珂川水道企業団 企業長 井上 澄和

その他

「是正計画書」、「第三者調査委員会報告書」及び企業団議会における「不法取水の早期是正及び給水の確保に関する決議」等は、企業団ホームページ上に掲載しており、また、企業団総務課においても閲覧できます。

お問い合わせは TEL571-7001 FAX574-4960（総務課）まで
<http://www.kasuga-nakagawa-suido.or.jp>
mail:somu@kasuga-nakagawa-suido.or.jp